平成３０年（フ）第２３１号
静岡県浜松市東区植松町69番地の９レリブ植松203
債務者　横山　絢一
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時50分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第３７１９号
東京都大田区南久が原２丁目15―12―107
債務者　北村　道代
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７２０号
東京都足立区保木間２丁目12―28―501
債務者　堀内　和海
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７２２号
東京都新宿区北新宿２丁目８－４―307
債務者　森田　圭亮
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７２５号
東京都江東区大島４丁目１－３―232
債務者　黒澤　博子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７２９号
神奈川県横浜市港南区日限山１丁目58―44―103
債務者　長原　哲司
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７３０号
東京都新宿区西落合４丁目24―７　ハイム西落合　302
債務者　椎谷　友理
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７３５号
東京都練馬区小竹町２丁目76―11―103
債務者　宮田　真吾
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７４１号
東京都板橋区成増２丁目33―９　M＆M成増２　102
債務者　藤本　高彰
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０３５号
横浜市中区不老町３丁目15番地２　市営不老町住宅601号室
債務者　松村　英子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２６６６号
東京都豊島区東池袋２丁目39―３―402
債務者　古川友里奈
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６６７号
東京都江東区東砂３丁目29―５―506、前住所千葉県船橋市習志野台２丁目64―７
債務者　高谷富美枝（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７２４号
東京都足立区西綾瀬１丁目１―16―404
債務者　杉山　　誠
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７４０号
東京都江戸川区東葛西８丁目16―１―101
債務者　川上かをり
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部